

海岸通再開発事業 1 歩前進！

～ 1 番地区の除却工事開始～



▲ 2番地区(商業施設)の利用イメージ
(現時点でのイメージであり、変更になる可能性があります)

▲ 既存建物の除却(解体)工事に先立ち、安全祈願の清祓が行われました。

問 復興推進課再開発推進室 ☎355-6581
海岸通1番2番地区市街地再開発組合 ☎361-0261

海岸通1番2番地区市街地再開発組合は、工事着工に向けた最終手続きとなる「権利交換計画」の認可を3月に取得しました。認可取得後は工程の確認や権利交換に係る登記手続が進められます。

7月下旬からは、1番地区の既存建物の除却(解体)が進められています。

～計画概要～

施工面積 約0.8㍻
総事業費 39億7千万円
整備内容 建築延べ面積
11,630平方㍻
用途 住宅棟、駐車場棟、
事務所棟、商業施設など
事業施行期間 平成32年3月まで

～今後の予定～

[平成29年7月～8月]
1番地区除却工事(既存建物の解体)
[平成29年秋(予定)]
1番地区工事の着手、2番地区除却工事の着手
[平成31年夏(予定)]
竣工予定

復興ニュース

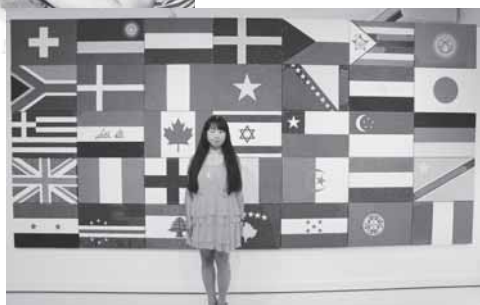
被災地から愛と平和をアートで発信

現代美術作家の高橋りくさん(日本ダイバーシティアート学会代表者)は、世界で初めて視覚障がい者も鑑賞できる砂絵を使った「マリス」で国旗を制作しています。

その技法では、砂の粗さで色の濃さを、香りで色相の違いを表現しています。本市は日本の被災地の代表として、今年で4回目の開催で、実際に体験できる共同制作が7月1、8、9日にふれあいエスパ塩竈で行われました。



◀ 参加した人たちは、その国の人の幸せを願いながら1粒1粒を国旗の上に置いていました



▶ 完成した国旗の前に立つ高橋りくさん(7月1日～9日に作品展が行われた塩竈市杉村惇美術館にて)

問 塩竈市杉村惇美術館 ☎362-2555

個人版私的整理ガイドラインのお知らせ (東北財務局)

—東日本大震災により被害を受けられた方へ—

ガイドラインを利用することにより、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。

※債務の免除には、一定の要件を満たす必要があります。

利用するメリット

- (1) 生活再建に必要な資産(上限500万円、義援金など)は手元に残すことができます。
- (2) 弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします。また、国の補助により弁護士費用はかかりません。
- (3) 債務整理したことは個人信用情報として登録されません。

問 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター ☎0120-380-883
宮城支部 ☎212-3025
(受付時間：平日9:00～17:00)